

藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助金 Q & A

<手続きについて>

Q1：交付申請書はどこで配布しているのか？

A1：防災政策課、各市民センター・公民館の窓口で配布します。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q2：申請書の提出先は？

A2：藤沢市役所本庁舎（藤沢市朝日町1-1）7階の防災政策課となります。
書類審査の都合上、各市民センター・公民館、郵送、FAX、メールでは受付できませんのでご注意ください。

Q3：代理人による申請はできるのか？

A3：事前に【防災政策課】へご相談ください。

Q4：いつでも申請できるのか？

A4：申請受付は先着順で、予算範囲を超えた場合は受付を終了します。

<対象工事について>

Q5：ブロック塀等が面する道路は、公道ではなく私道でもよいのか？

A5：不特定多数の人や車が自由に通行できる状況になっている道路であれば、公道・私道は問いません。しかし、私道については特定の住民のみが通行する通路等に面するブロック塀等は対象外となります。

Q6：幅員4m未満の道路に面しているが補助の対象になるか？

A6：補助の対象となりますが、安全な工作物等を設置する際は、道路幅員を確保するために道路後退が必要となる場合があります。その築造位置については、建築指導課と調整をお願いします。また、道路管理課が所管する「藤沢市狭あい道路整備事業」とこの補助制度を重複して申請することはできません。詳しくは防災政策課までお問い合わせ下さい。

Q7：ブロック塀等が門柱や道路に面していない部分と一体の場合、補助の対象は？

A7：道路に面する部分のみが補助の対象となります。一体で工事を行う場合は、見積書を分けるか、補助対象部分が判別できるように書類を作成してください。

Q8：共同住宅や駐車場のブロック塀等は補助の対象になるか？

A8：対象にはなりません。しかし、津波避難路に面している場合は、所有者が申請を行えば対象となります。不動産業等の法人は補助対象になりません。

Q9：親が所有する戸建て住宅に居住しているが、補助対象者か？

A9：所有者と居住者が1親等の親族の場合は、当該住宅に居住していなくて

も所有している方が申請できます。その際は、戸籍抄本など1親等であることを証明する書類を添付してください。

Q10：借地上の戸建て住宅を所有しているが、補助対象者か？

A10：戸建て住宅の所有者であれば、自己所有地、借地は問いませんが、塀の改修については、事前に土地所有者とご相談のうえ申請してください。

Q11：家の前の道路が津波避難路であるのかわからない

A11：防災政策課、各市民センター・公民館の窓口または市ホームページでご確認ください。

Q12：自分で工事を行う場合、材料費等は補助の対象になるか？

A12：対象にはなりません。

Q13：工事が既に終わっている又は開始している場合は補助の対象になるか？

A13：対象にはなりません。

Q14：工事はいつからできるか？

A14：市から交付決定の通知を受けた後に工事着手できます。決定通知前に着手した場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

Q15：工事の期限はあるか？

A15：ありません。しかし、工事完了後に提出していただく「完了届兼実績報告書」の提出期限は、工事完了の日から起算して30日を経過した日または、2月15日のいずれか早いほうです。期限を過ぎると補助金の支払いができませんのでご注意ください。

Q16：業者を紹介してもらえないか？

A16：市では紹介しておりません。お近くの事業者か、市内の施工業者の組合等にご相談ください。

Q17：ブロック塀等の撤去のみが補助対象でフェンス等の設置工事費が対象外の場合、自費にてフェンス等を付けてよいか？

A17：安全性が確認されない部分に設置することは認めておりません。また、セットバックが必要となる場所に設置した場合には補助金を返還していただく可能性がありますのでご注意ください。